

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

1 平成 19 年（ネ）第 1 8 5 号損害賠償等控訴事件

2 （原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

3

4

警視庁にて相談時の音声反訳書

5

6

録音日 平成 17 年 3 月 18 日及び 22 日

7

録音内容 下記

8

録音場所 警視庁庁舎内

9

10 1 本 38 号証では、準備書面(4)第 3 の 4 で述べた、警視庁にて相談
11 （平成 17 年 3 月 18 日に千葉氏，及び 22 日に菅谷氏。）を行った際
12 の音声記録の反訳を示す。被控訴人らの主張するように当時控訴人
13 が「見えない組織に狙われている」などと述べており判断能力の無
14 い状態であったとしたら，このような相談会話の成立するはずがな
15 い。

16 2 平成 17 年 3 月 18 日，千葉氏への相談

17 警視庁千葉氏：「で，相手は誰だかわからない人に，そのお，スト
18 ーカーされていると。」

19 控訴人：「ええとですね，」

20 警視庁千葉氏：「ええ，」

21 控訴人：「ストーカーと言ってしまうと，普通に付回したりだとか，」

22 警視庁千葉氏：「うん。」

23 控訴人：「という，それだけで終わっちゃうかもしれないんですけ
24 れども・・・ちょっと，今までのところをまとめてきたんですが，」

25 警視庁千葉氏：「ええ，」

26 控訴人：「今ここでお話しても？」

甲 38 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

- 1 警視庁千葉氏：「ええ、あの、結局、ええ、こちらの、何ていうん
2 でしょう、この庁舎の全体の管理をしている者なんですけれども
3 ね、私はね。」
- 4 控訴人：「あそうですか。お名前は？」
- 5 警視庁千葉氏：「ええ。私、千葉と申しますけれども、」
- 6 控訴人：「千葉さん。」
- 7 警視庁千葉氏：「ええ。」
- 8 控訴人：「千葉さんは、」
- 9 警視庁千葉氏：「ええ、」
- 10 控訴人：「どういった、庁舎の？」
- 11 警視庁千葉氏：「庁舎の全般の管理をしている者です。」
- 12 控訴人：「全般の管理、はあ。」
- 13 警視庁千葉氏：「それで、ええ、」
- 14 控訴人：「で、どちらの部署にいったらいいかというお話をさせて
15 いただいても？」
- 16 警視庁千葉氏：「ええ、ええ。」
- 17
- 18 控訴人：「『集団ストーカー』っていうのは、いい用語なので、私の
19 場合は該当するだろうと思って書いている、で、実際の被害は、
20 まあ、こういったところだと、被害というか嫌がらせですね。」
- 21 警視庁千葉氏：「これは、あのお、結局、先ほどお話、ストーカー
22 の関係で、ご相談されたわけじゃないですか、例えば、」
- 23 控訴人：「はい。」
- 24 警視庁千葉氏：「ええ。その時には、私はストーカーの専門じゃな
25 いので、」
- 26 控訴人：「いや、最初はですね、」

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

- 1 警視庁千葉氏：「ええ。」
- 2 控訴人：「ストーカーではないです。相談自体は。」
- 3 警視庁千葉氏：「相談は違う？」
- 4 控訴人：「『集団ストーカー』という用語を知らなかったので、」
- 5 警視庁千葉氏：「ええ、」
- 6 控訴人：「はじめは、例えば暴力団ですとか、そういうところに狙
- 7 われているんじゃないかと、思ったのと、」
- 8 警視庁千葉氏：「ええ、」
- 9 控訴人：「で、あと、その直前に付き合っていた女性との関係があ
- 10 るんじゃないかということで相談させていただいたんですね。」
- 11 警視庁千葉氏：「ええ。」
- 12
- 13 警視庁千葉氏：「いや、そういうんだっただらば、それこそ、よくわ
- 14 かるじゃないですか。そういうのがあるって言うことであれば。」
- 15 控訴人：「ただ、被害ではないですよ？」
- 16 警視庁千葉氏：「何故ですか？自分の通行を妨げられているわけじ
- 17 ゃないですか。それが、一度やそういうことじゃないでしょう？
- 18 何度もやられるわけですよ。」
- 19 控訴人：「そうですね。」
- 20 警視庁千葉氏：「そうですね。それは十分妨害行為じゃないです
- 21 か。」
- 22 控訴人：「ただ、その度にいちいち、」
- 23 警視庁千葉氏：「ええ。十分な妨害行為ですよそれは。ええ。」
- 24 控訴人：「ええ。」
- 25 警視庁千葉氏：「だからそうやって、全部がわからなければね、え
- 26 え、そういったところをとらえて、110番すべきですよ。」

甲 38 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

- 1
- 2 警視庁千葉氏：「その、前お付き合いしていた方と、別れた後から
- 3 そういうになってった？」
- 4 控訴人：「ま、一気に。」
- 5 警視庁千葉氏：「一気に？」
- 6 控訴人：「次の日からですね。次の日に、」
- 7 警視庁千葉氏：「別れた次の日から、」
- 8 控訴人：「次の日に、やたらと近くに来て、まあ、例えば、外食し
- 9 たら、外食したら、ぱらぱらっと人が来て、」
- 10 警視庁千葉氏：「うん。」
- 11 控訴人：「携帯でなんかやって、私が出るまで居て、」
- 12 警視庁千葉氏：「うん。」
- 13 控訴人：「出ると、また別の人が来て、そういうのが、最初の日
- 14 あったんですよ。」
- 15 警視庁千葉氏：「うん。」
- 16 控訴人：「で、その、周りの人が、『暴力団だ』、『暴力団だ』とこ
- 17 て、私の傍で言うわけですよ。」
- 18 警視庁千葉氏：「うん。」
- 19 控訴人：「私とは関係ない人たちが。」
- 20 警視庁千葉氏：「うん。」
- 21 控訴人：「そうすると、最初は、まあ、暴力団、なにか、その彼女
- 22 が昔、関係があったとかというのを言ってたんで、そうだと思っ
- 23 たんですけれども、」
- 24 警視庁千葉氏：「うん。」
- 25 控訴人：「まあ、どんどん、まあその、加害者側にいるなっていう
- 26 人が、いろんな、まあ、老若男女問わず、」

甲 38 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

1 警視庁千葉氏：「うん。」

2 控訴人：「で、いろんな場所に居て、私の移動する所に、まあ、必
3 ずとっていいほど現れる。」

4 警視庁千葉氏：「うん。」

5 控訴人：「ただ、先ほど言ったように、じゃあ、そこに居る人と、
6 たまに居る人、本当にそうか、」

7 警視庁千葉氏：「うん。」

8 控訴人：「それがはっきりとは言えないですよ。ただこの人はそ
9 うだろうと、言うしかないわけですよ。その人一人ひとり捕まえ
10 て、あなたは加害者側ですかって聞くわけにはいかないですよ
11 ね。」

12 警視庁千葉氏：「ま、そのお、いわゆる加害者側ですかっていうか、
13 あの、お、また、おそらく、『私が何をしましたか？』って言われ
14 ると思いますよね。」

15 控訴人：「ですよ。何もしてないって言われたら、何もしてない
16 って言われておしまいでもんね。」

17 警視庁千葉氏：「うん。うん。なるほど。」

18 3 平成 17 年 3 月 22 日、菅谷氏への相談

19 警視庁菅谷氏：「例えばあの、具体的にどういう？ どういう？」

20 控訴人：「ええとですね、」

21 警視庁菅谷氏：「うん。」

22 控訴人：「あ、じゃ、今、具体的に、」

23 警視庁菅谷氏：「うん。」

24 控訴人：「どんな感じかというのが、あるんですけども。で、こ
25 れ、資料自体、私が作った、この時点では、ちょっと勘違いも、」

26 警視庁菅谷氏：「うん。」

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

- 1 控訴人：「というか、言葉がおかしかったりするのがある。」
- 2 警視庁菅谷氏：「はい。」
- 3 控訴人：「例えば、先ずはあの、私の周りの。」
- 4 警視庁菅谷氏：「うん。」
- 5 控訴人：「職場ですとか。」
- 6 警視庁菅谷氏：「はい。あ、じゃ、会社員ですか？」
- 7 控訴人：「そうです。」
- 8 警視庁菅谷氏：「あ、(株式会社 A),」
- 9 控訴人：(株式会社 A)。」
- 10 警視庁菅谷氏：「はい。」
- 11 控訴人：「職場の人間、それから付き合っていた女性ですとか。」
- 12 警視庁菅谷氏：「はい。」
- 13 控訴人：「そういったところで、まあ、一人の人が、脅し文句をポ
14 ンと言うのではなく、」
- 15 警視庁菅谷氏：「はい。」
- 16 控訴人：「それぞれの組み合わせで、ですね、いろいろ脅しをして
17 きますと。」
- 18 警視庁菅谷氏：「うん。うん。」
- 19 控訴人：「で、まあ、例えばこんな感じですよ。ええ、これは付
20 き合っていた女性が言ってることなんですけれども、」
- 21 警視庁菅谷氏：「はあーん。」
- 22 控訴人：「まあ、極道の女だった、それでもいいの？とか、社会的
23 に抹殺することもできるのよとか、ええ、まあ、私と付き合うな
24 ら一日一日を大切に、」
- 25 警視庁菅谷氏：「それは、電話とかじゃなくて直接？」
- 26 控訴人：「ええ、どちらかというと電子媒体が多いんですよ。あ

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

- 1 の、パソコン通信とか、」
- 2 警視庁菅谷氏：「ああ、パソコンとかメールとか、」
- 3 控訴人：「ええ。なので、まあ、会っている時と、その、通信して
- 4 時と、全然、人が違うような、」
- 5 警視庁菅谷氏：「それは、あの、いたずらメールとか迷惑メールと
- 6 かじゃなくて、この、このくれる人は知ってる人？送ってくる人
- 7 は？」
- 8 控訴人：「ええ。勿論。付き合っていた女性なので。」
- 9 警視庁菅谷氏：「ええ。あそう。」
- 10 控訴人：「そうですね。ええ、例えば、ストーキングというか、被
- 11 害がはっきりわかったあとに、」
- 12 警視庁菅谷氏：「うん。」
- 13 控訴人：「新しい生活のほうがあなたにはいいかも知れないわね、
- 14 とか、」
- 15 警視庁菅谷氏：「うん。うん。」
- 16 控訴人：「あと、なんか、息苦しくなるような、そういったものが
- 17 マンションで起こった時、起こる前に、今は息をするのも苦しい
- 18 だとか、」
- 19 警視庁菅谷氏：「ああ、じゃ、動悸とか、あ、あの、戸崎さんがじ
- 20 ゃなくて、相手が？」
- 21 控訴人：「そうです。相手が、私に起こっていることを言ってきた
- 22 りだとか、あとは、」
- 23 警視庁菅谷氏：「ああ、ああ、じゃあ、あのお、戸崎さんが今息苦
- 24 しいというのを、むこうが知っていて、それを、」
- 25 控訴人：「まあ、言って来ている様な、」
- 26 警視庁菅谷氏：「はあーん。」

甲 38 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

- 1 控訴人：「あとはなんか、ええ、監視されてるんじゃないかとか、」
- 2 警視庁菅谷氏：「ええ。」
- 3 控訴人：「ええ、プロに監視されたらプライベートなんてないわよ
- 4 とか、そういうことを、まあ、どンドンどンドン、」
- 5 警視庁菅谷氏：「ああ。」
- 6 控訴人：「まるで、ええ、洗脳するかのように。」
- 7
- 8 警視庁菅谷氏：「ブレーカーが本当にバチンと落ちてるの？」
- 9 控訴人：「ええ。落ちてますね。」
- 10 警視庁菅谷氏：「それは、電気の使いすぎじゃなくて？」
- 11 控訴人：「いや、ちがいます。出かけていて、帰ってくると落ちて
- 12 る、」
- 13 警視庁菅谷氏：「まあ、それは、まあ、じゃあ、誰かがやったんで
- 14 すね。それは。」
- 15 控訴人：「スイッチを切られたりしている。」
- 16 警視庁菅谷氏：「まあ、誰かがやったのは間違いないですね。そう
- 17 ですね。何回くらい？」
- 18 控訴人：「これは、スイッチを切られたのも含めて6回くらいです
- 19 かね、」
- 20 警視庁菅谷氏：「6回。じゃ、もしあれだったら、あのお、いたず
- 21 ら行為ということで警察署に届け出て、多分、指紋が、人間がや
- 22 れば、あ、でも、手袋なんかやったら、手袋なんかやればね、指
- 23 紋残らないだろうけど、」
- 24 控訴人：「指紋残すことは無いと思うんですけどね、」
- 25 警視庁菅谷氏：「うん。じゃなかったら、」
- 26 控訴人：「これだけのことをやる人が。」

甲 38 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

- 1 警視庁菅谷氏：「あのぉ、ビデオショットするとか、なにしろ証拠
2 が無きゃ駄目なんですね。」
- 3 控訴人：「そうなんです。」
- 4 警視庁菅谷氏：「うん。」
- 5 控訴人：「で、証拠を残さないようにして、」
- 6 警視庁菅谷氏：「うん。」
- 7 控訴人：「で、これだけ、ずっとご説明したような、嫌がらせがあ
8 るということで、ええ、じゃあ、これ一つ一つ証拠を、出さない
9 といけないんでしょうか？まあ、こういった犯罪をひっくるめて、
10 まあ、犯罪とっていいのかわかんないですけども、」
- 11 警視庁菅谷氏：「こういうのに、犯罪ね、あればね、あれば捜査す
12 るんだけど、さっき言った罪刑法定主義で、罪が、あの、その、
13 法律が無ければ取り締まれないんです。」
- 14 控訴人：「そうですよね。」
- 15 警視庁菅谷氏：「何罪になるとかね。」
- 16 控訴人：「あとは法律の無いところで、」
- 17 警視庁菅谷氏：「うん。やってるかもしてない。それはね。それは
18 わからない。」
- 19 控訴人：「うん。」
- 20 警視庁菅谷氏：「うん。」
- 21
- 22 控訴人：「なぜか、」
- 23 警視庁菅谷氏：「うん。」
- 24 控訴人：「最初は、こういう被害にあっているというのに、ええ、
25 医者診断書を出して、」
- 26 警視庁菅谷氏：「あ、休んでくれと。」

甲 38 号証

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

1 控訴人：「休んで、」

2 警視庁菅谷氏：「で、診断書はもらわなかったの？」

3 控訴人：「いや、もらってないですよ。なぜかその時期に、」

4 警視庁菅谷氏：「じゃ、今のこの、あの、休みとゆうか休暇ってい
5 うのは何でとってるんですか？この休み？」

6 控訴人：「それは自己都合の、ええ、長期、長期休暇というか、で
7 すね。ま、それはこれから申請するんですけれども。」

8 警視庁菅谷氏：「あのぉ、これから、また、働きたい気はあるんで
9 しょ？またここで？」

10 控訴人：「いやもちろん、ずっとありますよ。」

11 警視庁菅谷氏：「で、あの、休んでないで、じゃ、あの、これから
12 ね、も、働きたいんですけどと、言ってみたらどうですか？会社
13 に。」

14 控訴人：「働きたけ、いんですけどと言っても、こういう状況で、
15 じゃ、働けるかという、それは難しいですよ。」

16 警視庁菅谷氏：「いや、話してても普通、普通なんだけど、こうい
17 う、疑問点持ってるほかはね、普通なんです。働きながらこれ解
18 決してけば、」

19 控訴人：「うーん。」

20 警視庁菅谷氏：「ねえ。別にそんな私も病気、病気だとは思わない
21 しね。普通にしゃべってるし、こういう問題を除いてはね、」

22 控訴人：「そうです。普通にしゃべってます。ええ。」

23 警視庁菅谷氏：「うん。あとは普通、普通でしょ。だから会社行っ
24 て、働きながら解決していてもいいと思うんですよ、私は。」

25

26

以 上